

ワーク・ライフ・バランス専門家派遣 【募集要項】

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組もうとしている事業者に対して、専門家を派遣し、助言を行うことで、働きやすい職場環境づくりを促進することを目的としています。

2 対象事業者

区内の事業所で実質的に事業活動を行っており、常時雇用する従業員の数がおおむね300人以下の事業者

※ 本事業の対象となる事業者の定義は別紙（P4～5）のとおり

3 派遣する専門家

- (1) 社会保険労務士
- (2) 中小企業診断士又は経営コンサルタント

4 専門家派遣の内容・コース

- (1) 「社会保険労務士」コース

取組メニュー	派遣回数
ア 労働環境の現状分析及び問題点の把握 イ ワーク・ライフ・バランスの意識啓発及び助言並びにワーク・ライフ・バランスに関わる法律等の改正の情報提供 ウ 就業規則の作成又は改正の支援 エ 人事考課制度の導入支援 オ 有給休暇の取得促進への支援 カ 各種休暇制度の導入支援 キ 多様な勤務形態導入のための支援 ク 再雇用制度の導入支援 ケ 労働条件の整備に関する支援 コ 人事労務についての個別相談に関する支援 サ 一般事業主行動計画策定に関する支援 シ 国や都のワーク・ライフ・バランス関連制度認定に関する取得支援 ス その他、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する支援	1 事業者につき年度内 5回まで (限度額・30万円) 派遣時間： 1回につき 原則3時間 まで

(2) 「中小企業診断士又は経営コンサルタント」コース

取組メニュー	派遣回数
ア 派遣事業者に対するコンサルティング業務 (ア) 派遣事業者が抱える課題についての現状分析 (イ) ワーク・ライフ・バランス実現のための問題点の抽出把握 (ウ) 課題解決のための施策の助言や提案 イ ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や助言及びワーク・ライフ・バランスに関わる法律等の改正の情報提供 ウ その他、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する支援	1 事業者につき年度内5回まで 派遣時間： 1 回につき原則3時間まで

5 派遣料

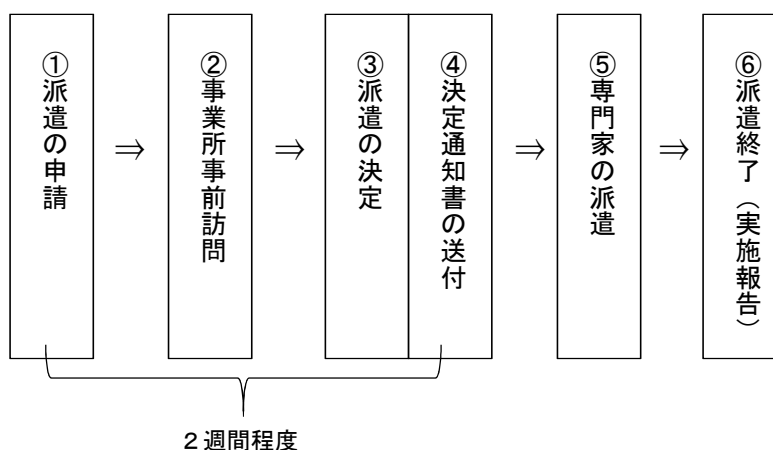
無料

6 1事業者あたりの派遣限度数

1回の申請についてはいずれかのコース1つの選択になります（取組メニューは複数を選択することができます）。

ただし、同年度内において限度内であれば、前回の申請と重複しない取組メニュー・項目のみ再度申請できます。

7 派遣までの流れ



①：メールまたはオンライン申請で申請書をご提出ください。

②：専門家が課題等について事業所にヒアリングに伺います。

③④：専門家の派遣を決定し、通知いたします。

⑤：専門家が事業所に伺い、助言を行います。

⑥：実施結果を報告してください。

8 派遣に係る注意事項

- (1) 事前訪問から専門家派遣までは、おおむね2週間程度かかります。申請状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。
- (2) 事前訪問の結果によっては、派遣の決定をしないことがあります。
- (3) 専門家を指名することはできません。
- (4) 就業規則の見直しや作成に取り組まれる場合、専門家は作成に向けた相談助言を行います。就業規則そのものの作成自体は、助言を受けて、各企業で行っていただきます。専門家に一任はできませんのでご注意ください。
- (5) 専門家派遣がすべて終了した後、1 か月以内に実施結果報告書を提出してください。就業規則等規程を改正、作成した場合は、成果物としての提出をお願いします。

9 申請期間

申請の受付は通年行っています。

※ 先着順

年度内に申請が予定件数に達した際には受付を終了します。

10 申請方法

次のいずれかの方法によりご申請ください。

(1) 電子メール

件名に「専門家派遣の申請」とご記載し、申請書を添付のうえ次の宛先にメールしてください。

〔メールアドレス〕 plaza-koza@city.adachi.tokyo.jp

◆申請書様式は足立区ホームページからダウンロードしてください。→

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/wlb-senmonka.html>



(2) オンライン申請

足立区ホームページ内「オンライン申請」からご申請ください。→

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/2230>



11 実施報告について

派遣事業者は、派遣終了後、ワーク・ライフ・バランスの推進を行ったことにより得られた成果や変化等について、実施報告書を提出していただきます。報告書の内容については、決定通知と合わせてお知らせします。

12 担当・お問い合わせ先

足立区地域のちから推進部 多様性社会推進課（男女参画プラザ）

所在地：〒123-0851 足立区梅田7-33-1 エル・ソフィア2階

電話：03-3880-5222 FAX：03-3880-0133

Eメール：danjo@city.adachi.tokyo.jp

■別紙 本事業の対象となる事業者

1 区内で事業を営む中小企業等または個人事業主であること

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める会社
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 号に定める特例有限会社
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条若しくは第 163 条の規定により成立した法人等（①～⑩を含む）
 - ① 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの
 - ② 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの
 - ③ 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
 - ④ 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの
 - ⑤ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの
 - ⑥ 弁理士法（昭和 12 年法律第 49 号）第 37 条第 1 項で定める「弁理士法人」に該当するもの
 - ⑦ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
 - ⑧ 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
 - ⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの
 - ⑩ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの
- (4) 法人税法別表第 2 の「公益法人等」に該当するもののうち、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人
 - ただし、特定非営利活動法人のうち、次のアからウのいずれかを満たすものは除きます。
 - ア 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - イ 特定団体の構成員または特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - ウ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- (5) 労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に定める労働者協同組合（ただし、法人税法別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表第 3 の「協同組合等」に該当するものを除く。）

2 企業等の形態を満たしていること

3 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体または東京都が設立した法人でないこと

4 個人事業主の場合は区内に事業所地があり税務署へ開業届を提出していること

5 中小企業等の場合は区内に本店登記、または支店の事業所があること

6 区内に本店登記や支店の事業所があるだけでなく、区内の事業所で実質的に事業活動を行っていること

実質的に事業活動を行っているとは、単に建物があることだけではなく、客観的に見て事業活動が行われていることを指します。申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、営業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

7 申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと

違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。

◆重大な法令違反とは次のことを指します。

- (1) 刑事罰、営業停止処分を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っていないこと

9 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員および同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

10 常時雇用する従業員に関する定義

常時雇用する従業員とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（*）労働者
- ③ 日々雇用契約更新される従業員でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（*）労働者

* 「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

取組状況	【現状】
	【課題】
	【今後の方針】
希望する 専門家	1 社会保険労務士 2 中小企業診断士又は経営コンサルタント
支援希望 内容	

【ワーク・ライフ・バランス専門家派遣申請書】

※記載欄が不足する場合は、適宜、枠を拡張して記載してください。

記入例

様式第1号 (第3条関係)

足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)

足立区長

企業名 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣事業実施要綱第3条の規定に基づき、専門家派遣申請書を提出します。

会社概要

所在地 〒***-**** 足立区中央本町〇-〇〇-〇		
電話番号 03-****-****	FAX 番号 03-****-****	
E メール ***@****.***.***.jp ホームページ https://www.***.*****.*****.jp/*****/*****/***.html		
創業 ****年 **月 **日	業種 〇〇業	
主な事業内容 〇〇〇〇〇〇〇の製造		
従業員数(※) <u> 11 </u> 人 内訳：正社員 6人 パート・契約社員 5人 派遣社員 人		
正社員の平均勤続年数(※) 12年 4ヶ月	社会保険労務士による定期的なチェック体制 あり ・ なし	<ありの場合> ☐ 社会保険労務士と顧問契約 ☐ 社会保険労務士を雇用 ☐ その他（ ）
担当者名 〇〇 〇〇 Eメール ***@****.***.***.jp	(連絡先) 03-****-****	

取組状況	【現状】 ・働き続け易い職場とするため、短時間正社員制度や正社員・非常勤共通の給与制度を取り入れている。 ・就業規則については、給与等都度見直して労基署に届けている。
	【課題】 育児・介護休業法の改正があったが対応出来ていないため、就業規則を早急に法に則ったものに整備する必要がある。
	【今後の方針】 育児・介護に関する休業法をより手厚いものに整えることにより、従業員がより働きやすい環境づくりをしていく。
希望する 専門家	① 社会保険労務士 2 中小企業診断士又は経営コンサルタント
支援希望 内容	育児・介護休業規程および就業規則全体で改訂しなければならない箇所の有無を調べ、すべての内容が法に沿ったものであることを確認し修正した就業規則を作成する。

【ワーク・ライフ・バランス専門家派遣申請書】

※記載欄が不足する場合は、適宜、枠を拡張して記載してください。